

○周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則

平成30年2月8日規則第5号の2

周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号。以下「条例」という。）別表第1に規定する周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の能率給（以下「能率給」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(能率給の支給対象)

第2条 能率給の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1(1)に規定する推進委員等による最適化活動推進事業に係る活動とする。

(能率給の財源)

第3条 支給する能率給の財源は、支給する年度の実施要綱第3の2(1)に規定する推進委員等の実績に応じた交付金（以下「交付金」という。）とし、能率給の支給額の総額は交付金の額を上限とする。

(活動の記録等)

第4条 委員等は、第2条に規定する支給の対象となる活動（以下「活動」という。）をしたときは、その内容を委員会が別に定める農業委員会活動記録簿（以下「活動記録簿」という。）に記録し、委員会が別に定める期日までに、会長に提出しなければならない。

(能率給の額)

第5条 各委員等の能率給は、次の方法により算出した額とする。

- (1) 交付金の年度に応じた各委員等の活動ごとに要した1分以上の時間を合計し、各委員等の当該年度の活動に係る合計時間（以下「各委員等の合計時間」という。）を算出する。この場合において、各委員等の合計時間に1時間未満の時間が生じたときはこれを切り捨てる。
- (2) 各委員等の合計時間を合計し、全ての委員等の当該年度の活動時間の合計時

間（以下「全委員等の合計時間」という。）を算出する。

- (3) 交付金の額を全委員等の合計時間で除した額（円未満切捨て）に各委員等の合計時間を乗じた額に相当する額を各委員等の当該年度の能率給の額とする。この場合において、各委員等の当該年度の能率給の額が条例別表第1で定める委員等の能率給の上限の額を超えるときは、当該上限の額とする。

(能率給の支給方法)

第6条 能率給は、交付金の額が確定した後に、委員等に支給するものとする。

(能率給の返還)

第7条 市長は、活動記録簿の記載内容に虚偽があったときは、委員等に対し、能率給の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、能率給の支給方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年度分に係る能率給の支給から適用する。

附 則（令和3年9月24日規則第41号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第24号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第27号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。